

「高槻市こども計画」の素案に対する
市民意見募集（パブリックコメント）実施結果概要

1 募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

2 閲覧場所

- ① 市ホームページ
- ② 子ども育成課（市役所総合センター7階）
- ③ 高槻子ども未来館（八丁畷町）
- ④ 子育て総合支援センター（北園町）
- ⑤ 行政資料コーナー（市役所本館1階）
- ⑥ 各支所
- ⑦ 各公民館
- ⑧ 各コミュニティセンター

3 募集方法

持参、郵送、FAX、ホームページの簡易電子申込

4 提出意見

- (1) 意見件数 111件
(持参3件、FAX6件、簡易電子申込59件・郵送43件)
- (2) 意見者数 団体：4団体 個人：21人
- (3) 意見内容内訳

項目	件数
序章 はじめに	
(序章全体について)	
1 計画の背景・趣旨	
2 計画の位置付け	1件
3 計画の期間	5件
4 計画の対象	1件
5 計画の策定及び推進に向けて	6件
6 その他	
第1章 こども・若者や子育てを取り巻く状況	
(第1章全体について)	10件
1～6 本市の人口、出生、世帯構成、女性の就労状況など	1件
7 子どもの人権について	1件
8～11 本市のひとり親世帯数、離婚率の推移など	3件
12～13 全国のインターネット利用の状況など	

項目		件数
1 4～1 5	本市のいじめ認知件数・不登校の児童及び生徒数 児童虐待相談対応件数	3 件
1 6	本市の妊婦健康診査の利用状況	
1 7～2 2	本市の幼稚園、認定こども園、保育所などの利用状況	1 件
2 3	本市の年齢別人口移動の推移	
2 4	本市での子育て意向	
2 5	本市の子育て支援サービスに対する充実希望	
第2章 計画の基本的な方針		
	(第2章全体について)	3 件
1	めざすもの	1 件
2	基本理念	1 件
3	基本的な方針	1 件
4	計画に示す取組・施策に関する重要事項 (計画体系のイメージ)	4 件
第3章 施策の展開		
	(第3章全体について)	2 件
1	記載方法について	
2	本市のこども施策の内容	
1	ライフステージを通じた重要事項	3 9 件
2	ライフステージ別の重要事項	2 2 件
3	子育て当事者への支援に関する重要事項	
4	こども施策の共通の基盤となる取組	
【計画対象外】		6 件
合 計		1 1 1 件

(4) 集計対象外意見 (参考)

- ・ 記入内容の不備 5件 (内訳：簡易電子申込5件)

5 提出意見に対する市の対応

- (1) 意見を踏まえ、計画(素案)を修正した箇所数 6件

- (2) 意見内容の要旨、市の考え方及び対応

別紙「高槻市こども計画(素案) パブリックコメント一覧」のとおり

6 修正箇所

次ページ以降の<修正箇所一覧>のとおり

※修正箇所の詳細は、「修正箇所(新旧対照表)」を参照

<修正箇所一覧>

NO	章・項目	ページ	意見要旨	市の考え方及び対応
1	序章	2	「上記に加え、既に他の法令等に基づき策定され、こども施策に関連のある以下の個別計画については、それらを関連計画として位置付け、全体をこども計画とします。」の文章において、「全体をこども計画とします。」を「全体を広義のこども計画とします。」に修正願います。	ご意見を踏まえ、「全体を高槻市におけるこども計画とします。」に修正します。
複数	序章 3 計画の期間 第2章 2 基本理念	4 2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「見直しをする」とされているが、いつ・どのように行うのか記載がない。 ・見直しを行うこと旨、明記するとともに、その時期をできるだけ早期に設定すること。 ・こどもの意見聴取がされていない。見直しにあたっては、意見聴取と意見反映を行うことを明記してほしい。 	<p>計画の策定及び推進については、「序章 5 計画の策定及び推進に向けて」に記載のとおりで、項目中の「期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、」を「期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、」に修正します。</p> <p>なお、こども等の意見反映の実施手法については、次年度以降の本格的な実施に向け、国の資料等を参考に検討のうえ、附属機関の調査審議を経て決定してまいります。</p>
複数	第1章 全体	5～2 1	<ul style="list-style-type: none"> ・図表についての説明が一切ない ・それぞれのグラフから読み取れることについての記述（短文でよいので）が必要だと思われる。 	ご意見を踏まえ、図表の説明について、図表の引用もとなる他の計画等における記載内容などを参考にして、説明文を追記します。
複数	第1章 1 4 全国のいじめの認知件数	1 3	高槻市こども計画第1章『こども・若者や子育てを取り巻く状況』には、不登校や長期欠席者に関するデータが記載されていない点が非常に残念です。不登校や長期欠席は、子どもたちが直面している重要な課題の一つであり、家庭	ご意見を踏まえ、13 ページ「14 全国のいじめの認知件数」を「14 本市のいじめの認知件数」に修正し、新たに「15 本市の不登校の児童及び生徒数」を追加します。

			や学校、地域社会が連携して取り組むべき重要な問題です。この現状を把握するためにも、高槻市における具体的なデータを提示する必要があります。たとえば、不登校児童・生徒の推移や支援体制の現状を明示することで、具体的な課題を共有し、効果的な政策立案につなげるべきです。今後の計画において、市内データを明記し、透明性のある資料作成をお願いしたいと思います。	
32	第1章 19 本市の認定こども園の利用状況	15	1号の定員数を表すバーの色が、凡例の色と異なります。	ご意見を踏まえ、表の修正を行います。
40	第2章 計画体系のイメージ	25 ・ 26	計画体系のイメージは、2ページに分割せずに、1ページで一覧にして記載して頂きたい。	該当のページは、冊子としてご覧いただくと見開きで一覧としてご覧いただけます。なお、ご意見を踏まえ、ホームページなどでご覧いただく場合も想定し、電子ファイルにおいては1ページで一覧にして記載したものを作成いたします。

<修正箇所（新旧対照表）>

1 「序章 はじめに」関係

(1) 計画書 2 ページ

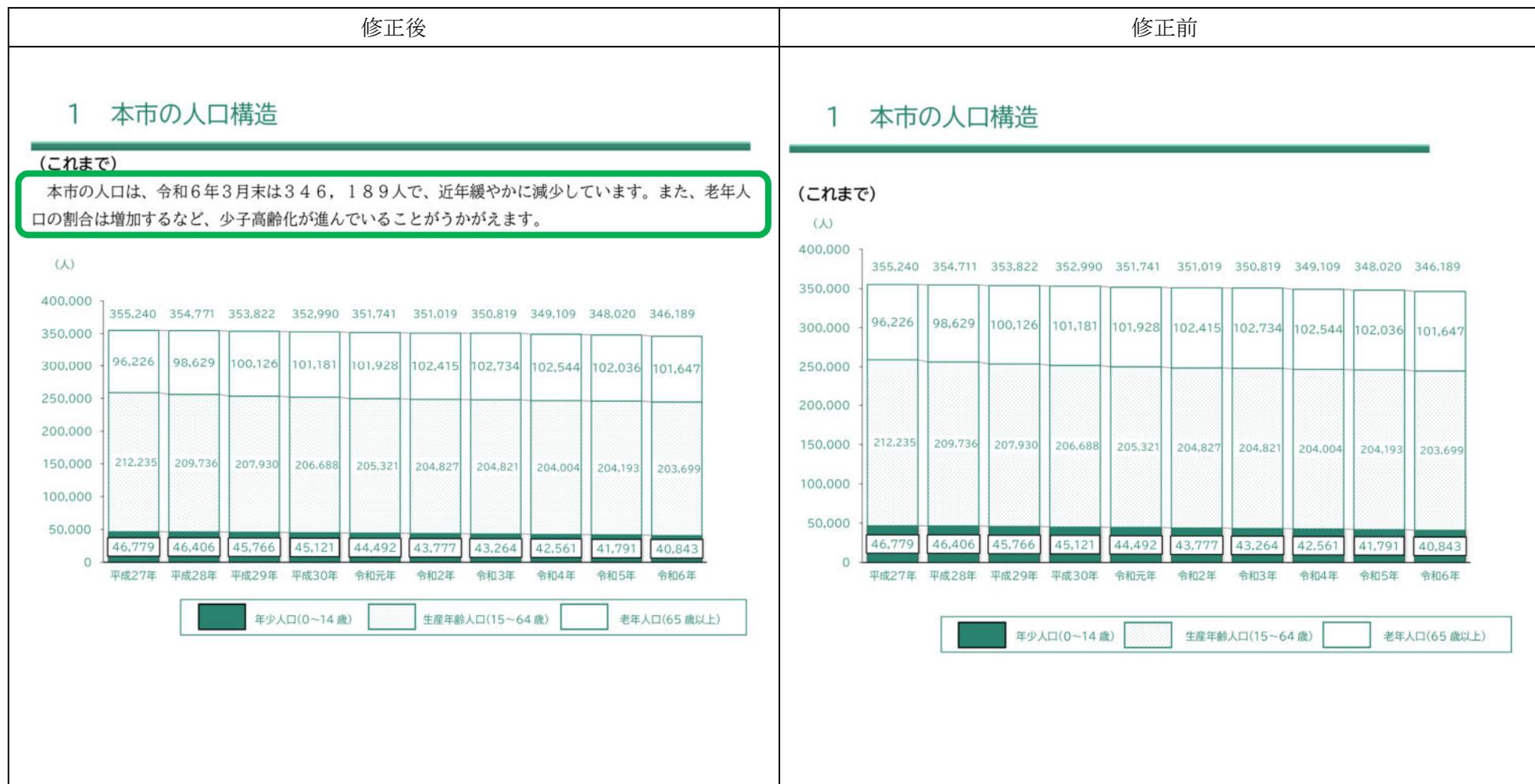
修正後	修正前
<h2 data-bbox="190 371 566 416">2 計画の位置付け</h2> <p data-bbox="125 517 1075 643">本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号。）第10条に規定する市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）として策定しています。</p> <p data-bbox="125 660 1075 786">市町村こども計画は、法第10条第2項において、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、こども基本法第9条第3項において、</p> <ul data-bbox="154 853 1075 1078" style="list-style-type: none">○ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策○ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項 <p data-bbox="125 1145 1075 1272">を含むこととされています。したがって、こども大綱等を勘案して作成する市町村こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むこととします。</p> <p data-bbox="125 1289 1075 1415">上記に加え、既に他の法令等に基づき策定され、こども施策に関連のある以下の個別計画については、それらを関連計画として位置付け、全体を高槻市におけるこども計画とします。</p>	<h2 data-bbox="1164 371 1541 416">2 計画の位置付け</h2> <p data-bbox="1099 517 2049 643">本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号。）第10条に規定する市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）として策定しています。</p> <p data-bbox="1099 660 2049 786">市町村こども計画は、法第10条第2項において、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、こども基本法第9条第3項において、</p> <ul data-bbox="1128 853 2049 1078" style="list-style-type: none">○ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策○ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項 <p data-bbox="1099 1145 2049 1272">を含むこととされています。したがって、こども大綱等を勘案して作成する市町村こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むこととします。</p> <p data-bbox="1099 1289 2049 1415">上記に加え、既に他の法令等に基づき策定され、こども施策に関連のある以下の個別計画については、それらを関連計画として位置付け、全体をこども計画とします。</p>

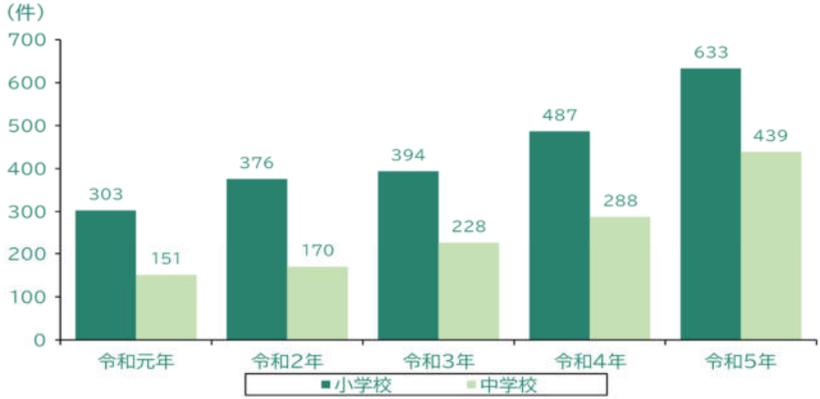
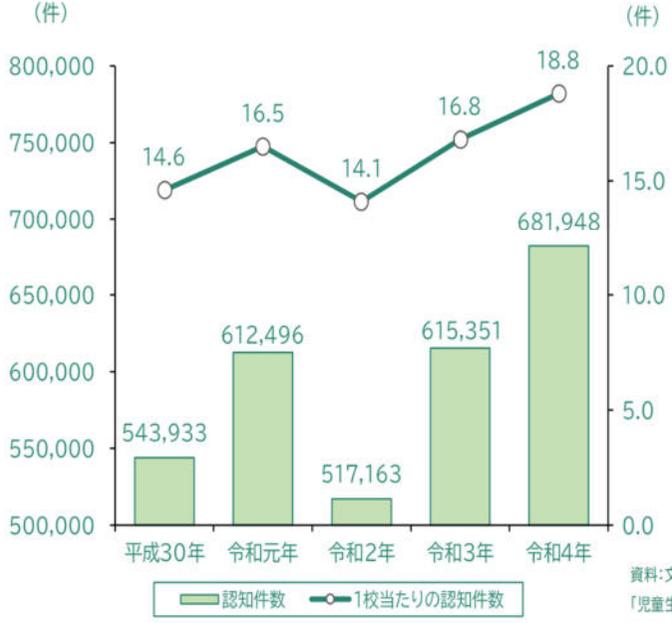
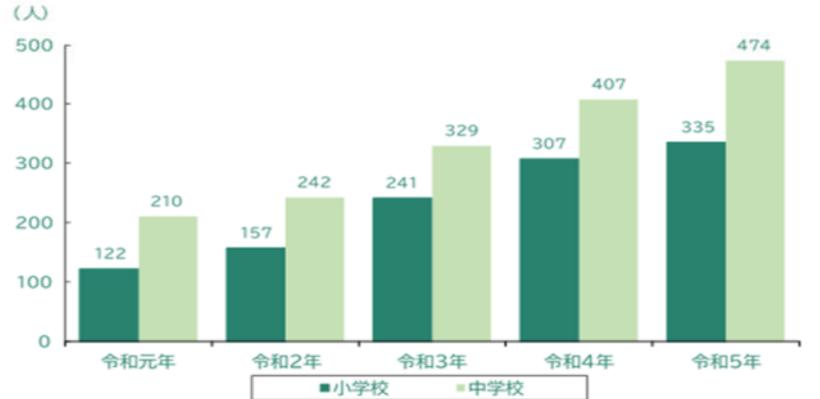
修正後	修正前
<h2 data-bbox="190 271 817 319">5 計画の策定及び推進に向けて</h2> <hr data-bbox="123 351 1086 359"/> <p data-bbox="123 414 1086 550">本計画の策定にあたっては、対象となる取組が全庁的かつ広範囲にわたることから、庁内推進体制である「高槻市子ども・子育て支援推進本部」において、内容の検討を図りました。</p> <p data-bbox="123 558 1086 742">また、本計画の内容が、児童福祉に関する事項や子ども・子育て支援に関する重要事項に該当することから、市の附属機関である高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会や高槻市子ども・子育て会議において、調査審議を行ってきました。</p> <p data-bbox="123 750 1086 837">さらに、審議内容を踏まえた計画素案に対する意見提出（パブリックコメント）手続きを行い、必要に応じて計画内容に反映しています。</p> <p data-bbox="123 845 1086 933">本計画の推進につきましては、引き続き市の附属機関において計画に記載された取組に関する進捗状況の調査審議などを進めます。</p> <p data-bbox="123 941 1086 1220">昨今、世の中の価値観や社会そのものが目まぐるしく変化しています。本市としましても、このような時勢であることを認識した上で、本計画を土台に、今後、こども基本法に基づくこども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中において計画の中間見直しを行うなど、本市のこどものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即したこども施策に取り組んでいきます。</p>	<h2 data-bbox="1176 271 1803 319">5 計画の策定及び推進に向けて</h2> <hr data-bbox="1108 351 2072 359"/> <p data-bbox="1108 414 2072 550">本計画の策定にあたっては、対象となる取組が全庁的かつ広範囲にわたることから、庁内推進体制である「高槻市子ども・子育て支援推進本部」において、内容の検討を図りました。</p> <p data-bbox="1108 558 2072 742">また、本計画の内容が、児童福祉に関する事項や子ども・子育て支援に関する重要事項に該当することから、市の附属機関である高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会や高槻市子ども・子育て会議において、調査審議を行ってきました。</p> <p data-bbox="1108 750 2072 837">さらに、審議内容を踏まえた計画素案に対する意見提出（パブリックコメント）手続きを行い、必要に応じて計画内容に反映しています。</p> <p data-bbox="1108 845 2072 933">本計画の推進につきましては、引き続き市の附属機関において計画に記載された取組に関する進捗状況の調査審議などを進めます。</p> <p data-bbox="1108 941 2072 1220">昨今、世の中の価値観や社会そのものが目まぐるしく変化しています。本市としましても、このような時勢であることを認識した上で、本計画を土台に、今後、こども基本法に基づくこども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、本市のこどものみなさんの状況を適宜勘案しながら、時代に即したこども施策に取り組んでいきます。</p>

2 「第1章 こども・若者や子育てを取り巻く状況」関係

(1) 計画書 5～21ページ

図表の引用もとなる他の計画等における記載内容などを参考にして、説明文を追記

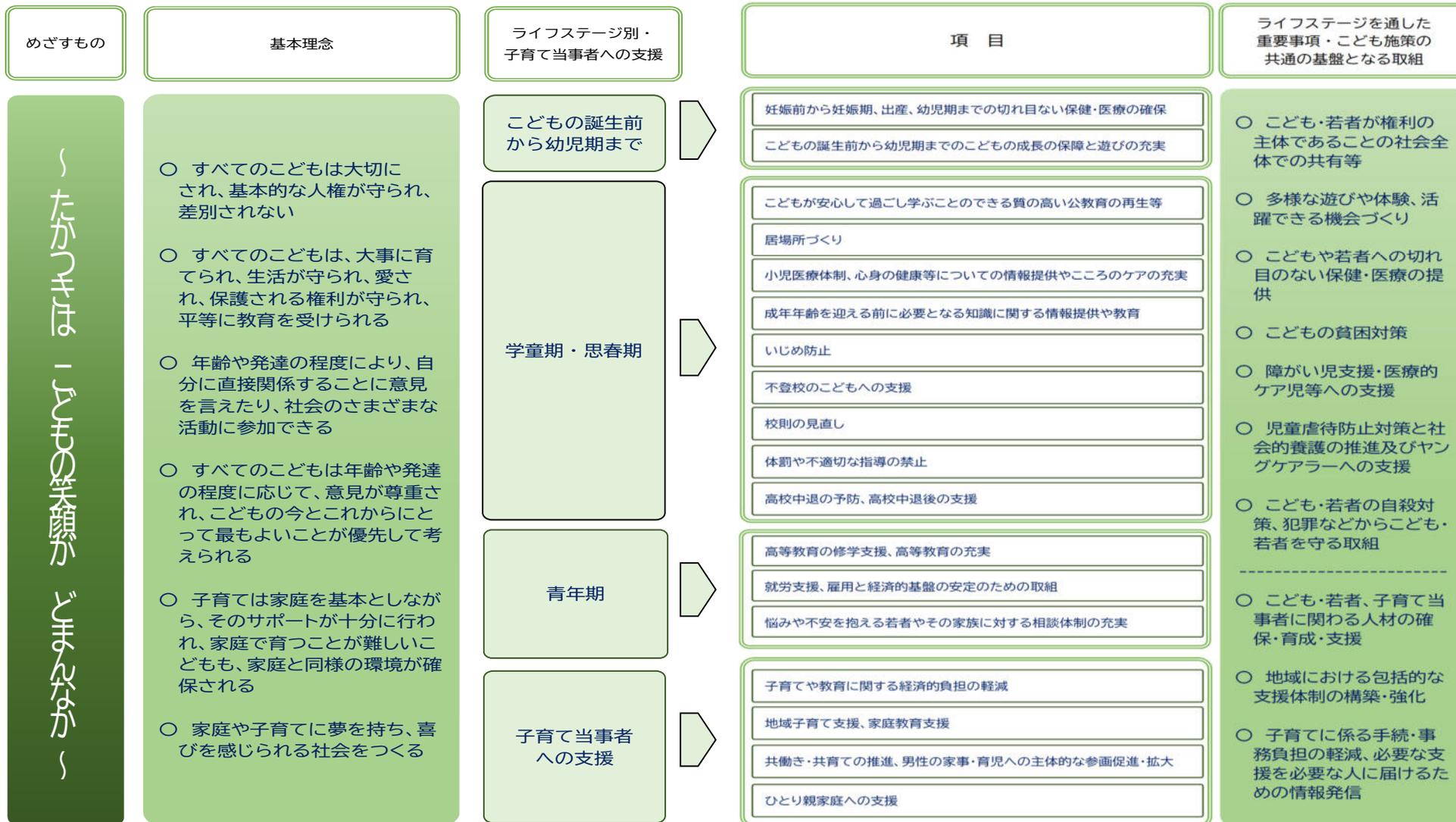


修正後	修正前																																				
<h3 data-bbox="136 276 555 308">14 本市のいじめの認知件数</h3> <p data-bbox="136 336 542 360">小学校・中学校ともに増加傾向にあります。</p>  <table border="1" data-bbox="183 379 1003 778"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校 (件)</th> <th>中学校 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>303</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>376</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>394</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>487</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>633</td> <td>439</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小学校 (件)	中学校 (件)	令和元年	303	151	令和2年	376	170	令和3年	394	228	令和4年	487	288	令和5年	633	439	<h3 data-bbox="1144 320 1585 363">14 全国のいじめの認知件数</h3>  <table border="1" data-bbox="1169 491 1841 1114"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認知件数 (件)</th> <th>1校当たりの認知件数 (件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>543,933</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>612,496</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>517,163</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>615,351</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>681,948</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1794 1054 2018 1134">資料:文部科学省 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」</p>	年度	認知件数 (件)	1校当たりの認知件数 (件)	平成30年	543,933	14.6	令和元年	612,496	16.5	令和2年	517,163	14.1	令和3年	615,351	16.8	令和4年	681,948	18.8
年度	小学校 (件)	中学校 (件)																																			
令和元年	303	151																																			
令和2年	376	170																																			
令和3年	394	228																																			
令和4年	487	288																																			
令和5年	633	439																																			
年度	認知件数 (件)	1校当たりの認知件数 (件)																																			
平成30年	543,933	14.6																																			
令和元年	612,496	16.5																																			
令和2年	517,163	14.1																																			
令和3年	615,351	16.8																																			
令和4年	681,948	18.8																																			
<h3 data-bbox="136 831 636 863">15 本市の不登校の児童及び生徒数</h3> <p data-bbox="136 890 535 914">小学校・中学校ともに増加傾向とあります。</p>  <table border="1" data-bbox="183 922 1003 1321"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校 (人)</th> <th>中学校 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>122</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>157</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>241</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>307</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>335</td> <td>474</td> </tr> </tbody> </table>	年度	小学校 (人)	中学校 (人)	令和元年	122	210	令和2年	157	242	令和3年	241	329	令和4年	307	407	令和5年	335	474																			
年度	小学校 (人)	中学校 (人)																																			
令和元年	122	210																																			
令和2年	157	242																																			
令和3年	241	329																																			
令和4年	307	407																																			
令和5年	335	474																																			

3 「第2章 計画の基本的な方針」関係

(1) 計画書 25から26ページ

(計画体系のイメージ)



4 「第2章 計画の基本的な方針」関係

(1) 計画書24ページ

修正後	修正前
<h3 data-bbox="188 323 1037 368">4 計画に示す取組・施策に関する重要事項</h3> <p data-bbox="125 469 1077 836">こども大綱においては、こども基本法の基本理念及び前述の基本的な方針の下、「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども施策に関する重要事項」及び「こども施策を推進するために必要な事項」を定めています。「こども施策に関する重要事項」については、「こども・若者のライフステージに関するもの」と「子育て当事者への支援に関するもの」に分け、「こども・若者のライフステージに関するもの」に関しては、さらに、特定のライフステージのみでなく「ライフステージを通じて縦断的に実施すべき重要事項」、そして「ライフステージ別に見た重要事項」を示しています。</p> <p data-bbox="125 852 1077 1123">施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であることを勘案し、必要な内容を計画体系に組み込みます。</p>	<h3 data-bbox="1162 323 2011 368">4 計画に示す取組・施策に関する重要事項</h3> <p data-bbox="1106 469 2058 836">こども大綱においては、こども基本法の基本理念及び前述の基本的な方針の下、「こどもまんなか社会」を実現するための「こども施策に関する重要事項」を定め、「こども・若者のライフステージに関するもの」と「子育て当事者への支援に関するもの」に分けて示しています。特に、「こども・若者のライフステージに関するもの」に関しては、まず、特定のライフステージのみでなく「ライフステージを通じて縦断的に実施すべき重要事項」、その次に、「ライフステージ別に見た重要事項」、そして最後に「こども施策を推進するために必要な事項」を示しています。</p> <p data-bbox="1106 852 2058 1123">施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であることを勘案し、必要な内容を計画体系に組み込みます。</p>